

衛生士と、地域における障害者および有病者の関わり



廣田歯科医院

廣田 和子（ひろた かずこ）

1983年 福岡歯科大学卒業
九州大学歯学部小児歯科学教室 研究生
1985年 雪の聖母会 聖マリア病院小児歯科勤務
1986年 九州大学歯学部小児歯科学教室 助手
1992年 医療法人徳歯会 西崎歯科クリニック勤務
1993年 廣田歯科医院勤務

現在、歯科衛生士の三大業務は、1) 歯科疾患予防処置、2) 歯科診療補助、3) 歯科保健指導があげられます。今までこれらの業務は、地域の開業歯科医院の『診療室』という場の中で行われることが主でした。近年、障害児（者）・高齢者の増加、高齢化に伴う有病者の増加、その上癌患者の周術期歯科の重要性が唱えられるにつれ、自宅・施設・病院など診療室以外での衛生士業務も、重要視されるようになってきました。

私が所属する福岡県南部のうきは市（吉井町・浮羽町）と久留米市田主丸町の歯科医院で構成されている浮羽歯科医師会では、昭和49年（1974年）から障害者施設である『社会福祉法人 ゆうかり学園』の歯科診療に携わってきました。始めは毎週土曜日、会員の先生方が輪番制で自分の診療室に勤務する歯科衛生士を同伴しての診療でしたが、2名の歯科衛生士が施設内で介護職を数年経験した後、2003年より常勤で歯科室に勤務しています。現在、『九州大学大学院歯学研究院 口腔保健推進学講座 小児口腔医学分野』の先生と、『社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院小児歯科』の先生の協力を得て、浮羽歯科医師会の先生と週3回の歯科治療を行っております。この施設の常勤歯科衛生士が、障害児（者）および有病者とどのように関わって、衛生士の三大業務を行っているか紹介します。

また近年、高齢者が増加し最後まで自宅で療養生活を希望する人が多く、国も医療費の伸びを抑えるために、『病院完結型』の医療から地域全体で支える『地域完結型』に移行しようとしています。小児においても、医療水準向上により救える命が増えた反面、在宅で生活する18歳未満の障害児（者）は、国内に約20万人¹⁾いると言われていています。福岡県によると、在宅で暮らす県内の重症心身障害児（者）は約1800人²⁾で、アンケート調査から18歳未満はその約40%と推定されます。在宅でも寝たきりの人が多く、親などの保護者が24時間付きっきりで介護に携わっているとの報告があり

ます。又、新聞や歯科関係の雑誌にも、障害児（者）の在宅介護に関する記事や、障害児（者）の在宅歯科医療の必要性を訴える記事も目にするようになってきました。このような社会状況の中、小児を専門とする小児歯科の先生や歯科衛生士も、今後障害児（者）や有病者の在宅歯科医療を担う必要性が出てくると思われます。現在主に高齢者や有病者ではありますが、今年度から県の委託事業として、浮羽歯科医師会の中に在宅歯科医療連携室をたちあげました。歯科衛生士が『診療室以外』の場で、障害児（者）や有病者にどのように関わろうとしているのか紹介するとともに、今後必要とされる役割や課題についても考えてみたいと思います。

参考資料

- 1) 厚生労働省：平成23年 生活のしづらさなどに関する調査
(全国在宅障害児・者等実態調査) 結果

- 2) 福岡県福祉労働部障害者福祉課：平成25年 福岡県在宅重症心身障害児者の実態調査結果